

平成29年度 固定資産税(償却資産)申告のお知らせ

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産です。平成29年1月1日現在、半田市内で工場や商店の経営、駐車場やアパートなどの貸付け事業等を行っている方(法人・個人)は、償却資産の申告が必要です。

■種類別の主な例示

資産の種類	主な償却資産例
①構築物	受変電設備、舗装路面、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板等
②機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、ソーラーパネル等
③船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
⑤車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車等
⑥工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、衝立等

※特許権、実用新案権、その他の無形減価償却資産や自動車税(軽自動車税含む)の対象になるものは除きます。

	申告していただく方	申告していただく資産
①全資産申告	平成28年1月2日以降に新規に事業を開始された方	平成29年1月1日現在において所有されている全ての償却資産を申告してください。
	企業の電算処理により申告される方	平成29年1月1日現在において所有されている全ての償却資産の評価額等を算出し、申告してください。
②増減申告	上記以外の方	平成28年1月2日から平成29年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産を申告してください。 ※資産の増減がなかった場合も必ず申告書の提出をお願いします。

■提出書類  
 ◇償却資産申告書  
 ◇種類別明細書  
 ■申告方法  
 次の①または②の方法により申告してください。

■申告期限

平成29年1月31日(火)  
 ※12月中旬に、償却資産を所有している方へ申告書を郵送します。

※事業をされている方で申告書が届かない場合は、税務課までお知らせください。

■問い合わせ

税務課 ☎0621

寝具乾燥クリーニング 事業実施のお知らせ(第4回)

■対象者(年2回以内)

65歳以上の者で構成される世帯で自ら寝具の衛生管理を行うことが困難な方のうち、世帯全員が次のいずれかに該当する方  
 ◇要介護認定1以上の方  
 ◇身体障がい者手帳1級または2級所持者のうち肢体不自由の方

■実施日

- ◇申込締切 12月21日(水)
- ◇回収日 平成29年1月11日(水)
- ◇配送日 平成29年1月18日(水)
- 利用できる枚数
- ◇掛け布団、敷き布団 各1枚、毛布 2枚

■申込み

高齢介護課へ申請書を提出してください。代行申請や郵送での申請もできます(要押印)。  
 ※電話での申請は受け付けません。

■問い合わせ

高齢介護課 ☎0644

「国の教育ローン」

(日本政策金融公庫)のご案内

お子さまの教育資金を「教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート! 「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等の入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

■融資金額

お子さま1人につき350万円以内

■金利

年1.81%  
 ※母子家庭の方などは年1.41%  
 (平成28年11月10日現在)

■返済期間

15年以内  
 ※母子家庭の方などは18年以内

■問い合わせ

教育ローンコールセンター  
 ☎0570-008656  
 (ナビダイヤル)、  
 ☎03-5321-8656